

新たな一部事務組合に係る規約等の検討状況について

整備予定地 1 か所選定後に設立する新たな一部事務組合に係る規約等について、ごみ処理広域化部会において検討しているが、現在の検討状況は次のとおりである。

I 規約案

1 名称（規約第 1 条関係）

盛岡広域環境組合（一部事務組合）

2 構成団体（規約第 2 条関係）

盛岡市，八幡平市，滝沢市，雫石町，葛巻町，岩手町，紫波町，矢巾町

3 共同処理する事務（規約第 3 条関係） **検 討 中**

- (1) ごみ処理基本計画の策定（構成団体が策定するものを除く。）に関する事。
- (2) 新たなごみ焼却施設の建設及び管理運営並びにこれに附帯する事務に関する事。

※検討内容

原案は、一般廃棄物の収集運搬及び中継運搬（以下「収集運搬等」）の共同処理する事務について明記していない。収集運搬等を共同処理する事務の範囲について、構成市町全体の公平な費用負担を基本に、ごみ処理広域化部会で検討している。規約への明記は、一部事務組合設立後も継続して協議を行い、新組合との調整を経た後と考えているが、ごみ処理広域化部会で検討している。

4 事務所の位置（規約第 4 条関係）

盛岡市内に置く。

5 議会の組織及び議員の選挙方法（規約第 5 条～第 9 条関係）

- (1) 定数
16人（各構成団体から 2 人）
- (2) 報酬等
報酬（年額）及び費用弁償（交通費等）額は、条例で定める。
- (3) 選出方法
各構成団体の議会が、その議員の中から選挙する。
- (4) 任期
構成団体の議会の議員の任期とする。
- (5) 議長及び副議長，任期
組合議会が、その議員の中から選挙する。組合議員の任期とする。
- (6) 開催内容
定例会 2 回，条例で定める。

6 組織（規約第10条～第14条関係）

■ 管理者

(1) 概要

職務 一部事務組合を代表し、実施する事業を総理する。

身分 特別職

(2) 選任方法

盛岡市長の職にある者をもって充てる。

(3) 任期

当該構成団体（盛岡市）の任期

(4) 報酬等

報酬（年額）及び費用弁償（交通費等）額は、条例で定める。

■ 副管理者

(1) 概要

職務 管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

身分 特別職

定数 8人

(2) 選任方法

盛岡市を除く構成団体の長をもって充てる。1人は、盛岡市副市長の職にある者で、複数の副市長を置く場合は盛岡市長が指定する副市長をもって充てる。

(3) 任期

各構成団体の任期

(4) 報酬等

報酬（年額）及び費用弁償（交通費等）額は、条例で定める。

■ 職員 **検討中**

(1) 行政職員

構成団体からの派遣職員で対応する。

市は固定制、町は輪番制で派遣する。派遣期間は2年
給与は派遣元で支給する。

(2) 技能職員

必要に応じて、派遣、若しくはプロパー等で対応する。

(3) 福利厚生、勤務時間、休暇・休業制度、人事評価制度など

■ 会計管理者

(1) 概要

職務 一部事務組合の会計事務をつかさどる。

身分 一般職員

(2) 選任方法

盛岡市会計管理者の職にある者をもって充てる。

■ 監査委員

(1) 概要

職務 一部事務組合の事務の執行の監査等
身分 特別職
定数 2人

(2) 選任方法

管理者が、組合議会の同意を得て、識見を有する者のうちから1人及び組合議員のうちから1人を選任する。

(3) 任期

識見を有する者は4年とし、議員は当該議員の任期とする。

(4) 報酬等

報酬（年額）及び費用弁償（交通費等）額は、条例で定める。

(5) 監査の内容

一般監査 財務監査
特別監査 住民の直接請求等
その他 決算審査、例月現金出納検査等

■ 公平委員会

(1) 概要

職員の勤務条件に関する措置要求等を審査する。

(2) 体制

盛岡市の公平委員会委員に委嘱

■ その他設置附属機関

(1) 情報公開・個人情報保護審査会

情報公開条例及び個人情報保護条例による諮問を審議する。管理者が委嘱する委員をもって組織

(2) 情報公開・個人情報保護審議会

情報公開制度及び個人情報保護制度の適性かつ円滑な運営を図る。管理者が委嘱する委員をもって組織

7 経費の支弁方法

(1) 負担金の区分

- ア 組合設立の日からごみ処理施設の供用開始の日の前日までの経費
- イ 組合設立の日からごみ処理施設の供用開始の日の前日までの期間内に借り入れた地方債に係る償還金
- ウ ごみ処理施設の供用開始の日以後の経費

(2) 負担区分 **検討中**

- ア 均等割 ごみを広域処理するための経費を、構成団体に均等に負担する割合
- イ 人口割 将来にわたって住民の衛生環境を守り、ごみを安全に安定して処理するために、構成団体の人口に応じて負担する割合

ウ 利用割 構成団体の搬入したごみの量に応じて負担する割合

※検討内容

これまで、ごみ処理施設の供用開始前の経費には、均等割のほか、利用割に代わる人口割を用いることで検討してきたが、施設建設費に利用割を用いるべきとの提案があり、ごみ処理広域化部会で検討を継続している。

8 附則

規約施行日 岩手県知事の許可のあった日

II 協定書

構成団体において、ごみ処理広域化の推進に当たっての協定書を締結する。

新組合の処理する事務、構成団体の処理する事務、構成団体が継続して協議を行い新組合と調整及び決定する事項、負担割合の見直し、構成団体への協議の場の提供等を記載する。

III 今後のスケジュール

ごみ処理施設の整備予定地 1 か所選定後、新たな一部事務組合を設立し、施設整備に向けた事業などを進めていく必要がある。設立の手続を行うに当たって、規約を定める必要があることから、構成市町での合意を目指し、ごみ処理広域化部会での検討を進めていきたい。

一部事務組合の設立段階における組織図（案）

